

北海道人権配慮企業登録・紹介制度 がスタートしました！(R5.2~)

「北海道人権配慮企業登録・紹介制度」とは

北海道人権施策推進基本方針に掲げる12分野に関連する人権配慮の取組を行われている道内企業等を登録し、道がHP等で紹介することにより、人権への配慮が企業の評価や信頼性を高めることへの理解を広げていく制度です。

「北海道人権施策推進基本方針」について

道では、道民一人一人が互いの個性や人格、多様性を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会の実現に向けて、この基本方針を定め、様々な主体の参画と協働のもとに取組を進めています。

【12の人権分野】



この基本方針は、SDGsの趣旨にも対応するものです。企業等の皆様方には、SDGsを入口に、本制度への登録をご検討いただくことができます(裏面参照)。

SDGs(Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標)とは

SDGsとは持続可能な社会の実現のため、2030年までの目標を国連が定めたものです。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。



北海道人権配慮企業登録・紹介制度の概要

※ 制度の詳細な内容は、道HPをご参照ください。

◆ 登録対象者

北海道内に事業所があり、道内において事業活動を行う企業等（法人、団体又は個人事業主）

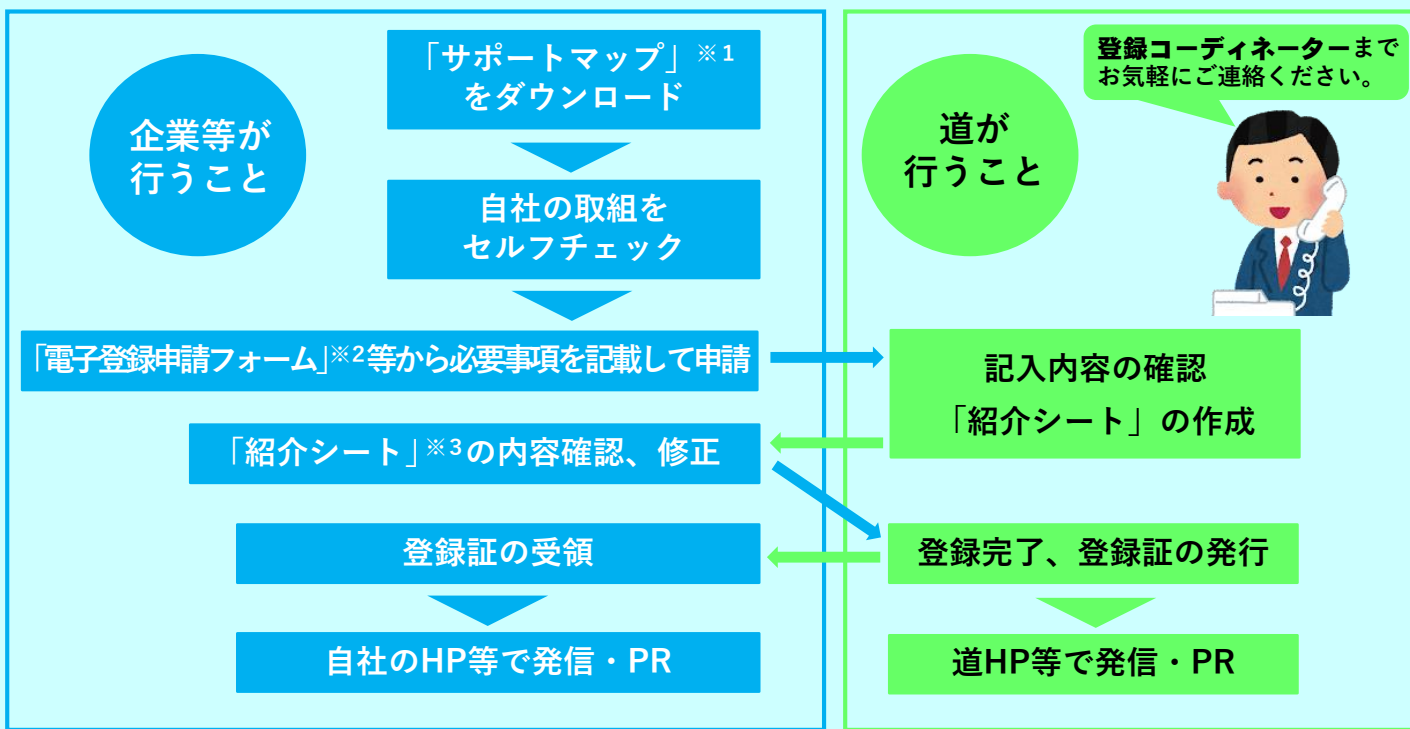
◆ 登録要件

基本方針に掲げる12分野の中から、1分野以上で人権を尊重した取組を行っていること。

◆ 登録の有効期間

登録の日から3年間。更新をする場合は、有効期間満了の日までに更新申請を行うこと。
登録期間中の内容変更も可能。

◆ 手続の流れ



《イメージ》

人権配慮企業登録・紹介制度 登録サポートマップ(案) ※1

No.	人権配慮の取組	関連するSDGsの目標とゴール	具体的な取組(※事業者記載欄)		「北海道人権施策推進基本方針」の人権分野											
			取組内容	特にアピールしたい取組 (取組内容紹介ページに掲載)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	【経営方針など】性別、年齢、障がい、国籍、出身などによる差別を目的とする取組を改善するための経営方針や経営計画、就業規則などの文書中に具体的なルールとして記載し、社内での共有、実施などに取り組んでいる。	18.7			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2	【雇用体制】差別などの禁止に係る法令を遵守するとともに、企業活動が社会に及ぼす影響に配慮するため、担当や専門職などの職歴を尊重している。	18.7														
3	【研修や社内啓蒙など】性別、年齢、障がい、国籍、出身などによる差別が起きないよう、研修や社内啓蒙を実施している。	4.4/4.7 4.2/5.17 5.2/9.4/7														

※2 電子登録申請フォーム

※3 紹介シート

登録いただくメリット

- ◆ 道から登録証が交付されます。
- ◆ 道ホームページ等で、登録企業等の取組や成果を紹介します。

SDGsなど人権への関心は高まっており、

企業価値の向上 人材の確保・育成

ビジネスチャンスの拡大

などにつながることを期待されます！

その他、詳細については、**道ホームページ**でご確認ください。

北海道人権配慮企業登録制度 **検索**



お問い合わせ：登録コーディネーター連絡窓口（北海道環境生活部くらし安全局道民生活課）

TEL：011-206-6148（直通） / E-mail：kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp